

よくあるお問い合わせ

1. 届出・手続の流れ

- Q1-1 電気用品を国内で製造（または海外から輸入）して販売する場合の必要な手続きなどを教えて欲しい。
- Q1-2 P S Eマークはどうすれば取得（認証取得）できるのか。
- Q1-3 海外の製造事業者から「P S Eマークつきの商品がある」と言われたが、これをそのまま輸入販売できるか。
- Q1-4 U L認証マークやC Eマーク等が付された電気用品であれば、これをそのまま輸入販売できるか。

2. 用語の意味

- Q2-1 P S Eマークとは。
- Q2-2 「電気用品」、「特定電気用品」、「特定電気用品以外の電気用品」とは。
- Q2-3 「製造」、「輸入」、「販売」、「事業」とは。
- Q2-4 「電気用品の区分」とは。
- Q2-5 「型式の区分」とは。
- Q2-6 「技術基準適合確認」、「自主検査」とは。
- Q2-7 「適合性検査」とは。
- Q2-8 「適合同等証明書」、「適合同等証明書の写し（副本）」とは。

3. 対象・非対象について

- Q3-1 製造または輸入する製品が規制の対象となるか知りたい。
- Q3-2 業務用、産業用、医療用機器は対象となるか。
- Q3-3 試験目的で輸入する電気製品は対象となるか。
- Q3-4 輸出目的で製造または輸入する電気製品は対象となるか。

4. 技術基準適合確認について

- Q4-1 製品が技術基準に適合するか確認したい。技術基準はどこを見ればよいか。
- Q4-2 I E C基準に適合していれば、別表第十二を満たしていることになるか。

5. 事業届出、変更届出について

- Q5-1 海外法人は事業者として届出（製造事業・輸入事業）できるか。
- Q5-2 事業開始日以前に事業届出（製造事業・輸入事業）を提出してもいいのか。
- Q5-3 屋号で届出（製造事業・輸入事業）はできるのか。

Q5-4 「事業届出事項変更届出書」はどのようなときに提出が必要か。

Q5-5 届出書の控えはもらえるのか。

6. 表示について

Q6-1 P S E マーク（記号）の他にどのような表示が必要か。

Q6-2 届出事業者名（製造・輸入）の表示はどのようにしたらよいのか。

Q6-3 輸入した電気用品に表示する届出事業者名は、実際に輸入品を製造した海外の製造事業者でよいのか。

Q6-4 表示する PSE マークと届出事業者名と登録検査機関名は離れた場所に表示してよいのか。

Q6-5 表示は刻印で行うほか、シールで行ってもよいのか。

1. 届出・手続の流れ

Q 1-1 電気用品を国内で製造（または海外から輸入）して販売する場合に必要な手続きなどを教えて欲しい。

A ■ 国内製造（または海外から輸入）する製品が、電気用品安全法の規制対象となる電気用品に該当する場合、国への事業届出、技術基準適合確認、適合性検査の受検（特定電気用品の場合に限る）、自主検査を行い、表示を行わなければなりません。

Q 1-2 P S E マークはどうすれば取得（認証取得）できるのか。

A ■ よく誤解されることがありますが、PSE マークは国が許可をしたり、国から認証を取得するものではありません。電気用品安全法に定められる義務を果たした証として、届出事業者が自らの責任で電気用品に表示を行うものです。

Q 1-3 海外の製造事業者から「P S E マークつきの商品がある」と言われたが、これをそのまま輸入販売できるか。

A ■ 電気用品を輸入する場合は、輸入事業者が電気用品安全法に定められる届出や技術基準適合性確認などの義務を果たした上で、当該製品に P S E マークや届出輸入事業者名等必要な表示を付すことができることになります。

■ このため、電気用品安全法の義務・履行の責任主体は当該輸入事業者になります。

■ 他方、例えば、輸入事業者が海外の製造事業者に製品の製造を委託する際、製造と同じく表示する行為を委託することまで妨げるものではありません。

Q 1-4 U L 認証マークやC E マーク等が付された電気用品であれば、これをそのまま輸入販売できるか。

A ■ U L 認証マークやC E マークは海外の基準を満たすことを示すマークですから、日本の技術基準に適合していることを確認した上で、改めて電気用品安全法に基づく義務を果たす（届出や表示等）必要があります。

■ 電気用品安全法に定める技術基準には、日本独自の規制が含まれておりますので、海外の技術基準に適合しているからといってそのまま輸入販売できません。

2. 用語の意味

Q 2-1 P S E マークとは。

A

- P S E マークとは、電気用品を製造・輸入する事業者が、電気用品安全法に定められる検査等の義務を果たし、安全が確保された製品に、事業者自ら表示するマークです。
- P S E マークには、ひし形（◇ P S E）と丸形（○ P S E）の二種類があります。
- 電気用品安全法の規制対象となる電気用品は、この P S E マークと電気用品ごとに定められた表示を付されたものでなければ、販売および販売目的のための陳列を行うことはできません。

Q

2-2 「電気用品」、「特定電気用品」、「特定電気用品以外の電気用品」とは。

A

- 電気用品安全法の規制を受ける製品を「電気用品」といい、一般家庭や事務所、農事用作業所など、電力会社が供給する交流 1 0 0 ボルト、2 0 0 ボルトの商用電源に接続して使用する製品・部品および携帯発電機や蓄電池が指定されています。
- 具体的な品目は、電気用品安全法施行令別表第一、二において、4 5 7 品目指定されています。そのうち、構造や使用方法等により、特に安全上規制が必要なものとして「特定電気用品」が 1 1 6 品目指定（別表第一）されており、特定電気用品を除いた 3 4 1 品目を「特定電気用品以外の電気用品」として指定（別表第二）しています。

Q

2-3 「製造」、「輸入」、「販売」、「事業」とは。

A

- 「製造」とは、電気用品を完成させる行為をいいます。技術基準の適合に影響のある改造等を行うことを含みます。O E M の場合、製品を供給する者が製造事業者となり、ブランドメーカーは販売事業者となります。
- 「輸入」とは、電気用品を国内に移送する行為をいいます。通関手続き等の輸入に関する手続を単に代行するだけの行為は輸入とはなりません。ただし、輸入代行であっても、輸入品を国内に供給する事業を行っている場合は、電気用品安全法上の輸入事業者となります。
- 「販売」とは、電気用品の所有権を移転する行為をいい、景品としての譲渡を含みます。国内で P S E マークの付された電気用品を買い受けて販売を行う場合は、事業届出は必要ありません。
- 「事業」とは、電気用品を継続・反復して製造、輸入、販売することをいいます。

Q

2-4 「電気用品の区分」とは。

A

- 「電気用品の区分」とは、規制対象となる電気用品を 2 0 区分に大まかに分類したもので、電気用品安全法施行規則別表第一で指定されています。届出はこの「電気用品の区分」ごとに行う必要があります。

Q 2-5 「型式の区分」とは。

- A ■ 「型式の区分」とは、構造、材質、性能等の要素によって、製造または輸入する製品がどのようなものかを特定するためのもので、「電気用品名」ごとに電気用品安全法施行規則別表第二で定められています。メーカーが定める型番とは異なります。届出は、「電気用品の区分」ごとに、「型式の区分」を届け出る必要があります。

Q 2-6 「技術基準適合確認」、「自主検査」とは。

- A ■ 届出を行った事業者は、製造または輸入する電気用品が技術基準に適合するかどうか検査する必要があります。検査には、①設計段階における「技術基準適合確認」および②製造段階における「自主検査」があります。自主検査の検査記録は、3年間保存する必要があります。

Q 2-7 「適合性検査」とは。

- A ■ 届出を行った事業者が、「特定電気用品」を製造または輸入するときに受検しなければならない検査で、国に登録された検査機関（登録検査機関）でのみ受検することができます。「適合性検査」では、現物検査又はサンプル検査、工場における検査設備の検査が行われます。
- 「適合性検査」に合格すると、「証明書」が交付されます。届出を行った事業者は、特定電気用品を販売するときまでにこの「証明書」の交付を受け、保存する必要があります。
- 【特例】輸入の場合、「特定電気用品」の外国製造事業者が、登録検査機関の検査を受検して合格しているとき、その証明書の写し（副本）を製造事業者から受領保存することで、その有効期間内は適合性検査の受検を省略することができます。

Q 2-8 「適合同等証明書」、「適合同等証明書の写し（副本）」とは。

- A ■ 「適合同等証明書」とは、外国製造事業者が、登録検査機関による特定電気用品の適合性検査を受検し、交付を受けた証明書のことです。
- 「適合同等証明書」を持つ外国の製造事業者から、その証明書の範囲内の特定電気用品を輸入する場合、輸入事業者は、「適合同等証明書の写し(副本)」を保存することで、その有効期間内は適合性検査の受検を省略できます。これを「適合性検査の特例」といいます。
- 「適合同等証明書の写し（副本）」とは、複写機によるコピーではなく、登録検査機関が発行する「副本」を指します。「副本」は外国製造事業者が、検査を受検した登録検査機関に副本交付申請を行うことで発行されます。外国製造事業者や輸入事業者が複写機等でコピーしたものではありません。

3. 対象・非対象について

Q 3-1 製造または輸入する製品が規制の対象となるか知りたい。

- A
- 電気用品安全法の規制を受ける製品を「電気用品」といい、主に、交流電源に接続して使用する製品・部品、携帯発電機や蓄電池が指定されています。
 - 電気用品の具体的な品目は457品目あり、どれに該当するかは、用途、機能、構造、定格等の観点から確認します。製品自体は規制対象でなくとも、同梱されているものが対象となる場合もあります。
 - 商品名と電気用品名は必ずしも一致しません。例えば、ACアダプターの電気用品名は直流電源装置となります。電気製品等の動作原理と電気用品名を基に、正しく確認してください。
 - 対象かどうかわかりづらい製品については、経済産業省電気用品安全法のウェブサイトに掲載事例が掲載されています。

Q 3-2 業務用、産業用、医療用機器は対象となるか。

- A
- 電気用品安全法の規制対象となるかは、産業用、業務用、医療用等の用途によらず、機能、構造、定格等の観点から判断する必要があります。電気用品によっては非対象となる場合があります。（例：「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」の場合は非対象。）

Q 3-3 試験目的で輸入する電気製品は対象となるか。

- A
- 試験目的の場合、自社内で、自社職員（使用者は要限定）が使用する場合に限り、「届出」、「技術基準適合確認」、「表示」を果たさずに輸入することができます。
 - ただし、自社内の使用であっても不特定多数の者が使用する場合は、安全性を求める必要があるため「届出」と「技術基準適合確認」は必要です。この場合、販売は行わないため、「表示」は必要ありません。

Q 3-4 輸出目的で製造または輸入する電気製品は対象となるか。

- A
- 電気用品安全法第54条（輸出用電気用品の特例）に基づき、「届出」のみ果たす必要があります。

4. 技術基準適合確認について

Q 4-1 製品が技術基準に適合するか確認したい。技術基準はどこを見ればよいか。

A ■ 技術基準は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」の別表第一～十二で示されています。

■ 「日本固有の基準」を利用する場合は、別表第一～十一をご確認ください。「国際規格に準拠した基準」を利用する場合は、別表第十二をご確認ください。ただし、「日本固有の基準」と「国際規格に準拠した基準」は独立したものであるため、混用することはできません。

Q 4-2 I E C基準に適合していれば、別表第十二を満たしていることになるか。

A ■ 別表第十二は、I E C等の国際規格をベースに、日本の配電事情を踏まえて修正等が加えられた基準となっています。I E C基準に適合するからといって、必ずしも別表第十二に適合するとは限らないことに十分注意する必要があります。

5. 事業届出、変更届出について

Q 5-1 海外法人は事業者として届出（製造事業・輸入事業）できるか。

A ■ 届出は、原則として、日本国内に居住する個人又は日本国の法令に基づく法人格を有する企業、団体等のみが行うことができます。海外に籍を置く法人は、会社法に基づき、日本における代表者を選任して登記を行っている場合を除き、届出事業者には該当せず、電安法上の届出は行えません。

■ 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和6年6月26日公布、令和7年12月25日施行）により、PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者について、特定輸入事業者として届出を可能とし、技術基準への適合等を義務付けるとともに、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める内容に改正されます。詳細は下記 URL をご覧ください。（更新日：令和7年7月3日）

リンク先（改正にかかる説明会資料）：[2025Jan_block_setumei.pdf](#)

Q 5-2 事業開始日以前に事業届出（製造事業・輸入事業）を提出してもいいのか。

A ■ 事業開始日から起算して30日以内に届出をするものですので、開始日以前に届出ができる制度になっていません。※郵送の場合は、30日以内に届出先に到着することが必要です。

Q 5-3 屋号で届出（製造事業・輸入事業）はできるのか。

A ■ 屋号での届出はできません。代表者等の個人での届出をお願いします。

Q 5-4 「事業届出事項変更届出書」はどのようなときに提出が必要か。

A ■ 次の届出事項に変更が生じた場合、遅滞なく届出を行う必要があります。

- ・ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名※）
- ・ 住所（法人の場合は本社住所）
- ・ 型式の区分
- ・ 当該電気用品を製造する工場または事業場の名称及び所在地
- ・ （輸入事業者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名または名称及び住所）

※ 法人の代表者の変更は、施行規則では軽微な変更と規定されているので、変更届出として「代表者名の変更」のみを届出する必要はありません。

■ 届出は、「製造・輸入ごと」かつ「電気用品の区分ごと」に行う必要があります。

Q 5-5 届出書の控えはもらえるのか。

A ■ 届出書を2部ご提出ください。1部に受領印を押印し、お返しします。

※ 届出書の控えへの押印は、受付時のみ対応いたします。

■ 郵送の場合は、返信用封筒（あらかじめ送料分の切手を貼り、返送先の宛名を記載したもの）も同封してください。

6. 表示について

Q 6-1 P S E マーク（記号）の他にどのような表示が必要か。

A ■ 製品に必要な表示は次のとおりです。

- ① 記号（P S E マーク）
- ② 届出事業者名または経済産業省へ届け出た登録商標、承認された略称
- ③ 【特定電気用品のみ】適合性検査を行った登録検査機関の名称またはその届出登録商標、承認された略称

注）製品本体への表示は、上記以外に電気用品安全法の技術基準、技術基準解釈等を始め、他法令に基づき必要となる事項がありますので、注意してください。

Q 6-2 届出事業者名（製造・輸入）の表示はどのようにしたらよいのか。

-
- A ■ 届出事業者名の表示は、会社名等の正式名称（法人登記を行った名称）を記載してください。正式名称の表示に代えて、略称を表示したい場合は、予め承認を受けること、登録商標を表示したい場合は、予め届出を行うことが各々必要です。
- ※ 略称承認及び登録商標届出の手続窓口は、経済産業省製品安全課です。

Q 6-3 輸入した電気用品に表示する届出事業者名は、実際に輸入品を製造した海外の製造事業者でよいか。

- A ■ 電安法第10条により表示するのは届出事業者名ですので、この場合、会社法に基づく登記がなされ、電安法の届出を行った輸入事業者名を表示することになります。
- 海外の製造事業者は、会社法に基づき日本における代表者を選任して登記を行っている輸入事業者である場合を除き、届出を行うことができませんので、表示したとしても、同上の表示となりません。

Q 6-4 表示する PSE マークと届出事業者名と登録検査機関名は離れた場所に表示してよいか。

- A ■ 電気用品安全法施行規則別表第5に「表示すべき事項は原則近接して表示すること。」とありますので、近接して表示してください。

Q 6-5 表示は刻印で行うほか、シールで行ってもよいか。

- A ■ 電気用品安全法施行規則別表第5において「容易に消えない方法で表示すること。」とありますので、表示する事項が容易に消えないよう印刷された、容易にはがれることがないシールを貼り付けて表示を行うことは可能です。